

平成 28 年度大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

平成 29 年 2 月 24 日 (金)

13 : 30 ~ 15 : 25

於：此花会館

3 階 大ホール

平成 28 年度 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議題
 - (1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について
 - (2) 環境モニタリング調査について
 - (3) P C B 廃棄物早期処理促進に向けた取組について
 - (4) その他
4. 閉会

○棚橋係長（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第 8 回大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会」を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々をはじめ皆様方におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。議事に入りますまで、本日の進行役を務めさせていただきます大阪市環境局 環境管理部 環境管理課 産業廃棄物規制グループの棚橋でございます。よろしくお願いいたします。

部会の開催に当たりまして、傍聴の皆様には、あらかじめお配りいたしました遵守事項に従い、お静かに傍聴していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、事務局の大阪市を代表しまして、大阪市環境局環境管理部長の岩橋からご挨拶をさせていただきます。

○岩橋部長（大阪市）

皆さん、こんにちは。大阪市の環境管理部長の岩橋でございます。

本日は、有識者の皆様、環境省をはじめ関係者の皆様には、大変お忙しい中、近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会、大阪 PCB 廃棄物処理事業監視部会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、平素は本市の環境行政各般にわたりましてご理解、ご協力を賜っておりますこと、この場をおかりして厚くお礼を申し上げます。

さて、本日は、平成 28 年度の 2 回目の公開の監視部会となりますが、これまで有識者の皆様から貴重なご意見やご指導をいただくとともに、関係者の皆様のご理解とご協力によりまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、通称 JESCO の大阪 PCB 処理事業所におけます近畿 2 府 4 県内の PCB 廃棄物の処理は、平成 18 年 10 月に操業が開始されて以降、おおむね順調で、安全かつ適正に進められております。

しかしながら、ご存じのとおり、大阪 PCB 処理事業所の計画的処理完了期限は、平成 33 年度末と切迫しておりまして、現在もなお高濃度 PCB 廃棄物の処分を委託していない事業者、あるいは高濃度 PCB 使用製品を使い続けている事業者も存在し、期限内の処理達成は容易なことではございません。

こうした状況を踏まえまして、昨年 8 月 1 日から施行されましたポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律におきまして、1 日でも早く確実に処理を完了するために必要となる制度措置が講じられました。本市といたしましても、地元、此花区民の皆様とのお約束でもある処理期限までに PCB 廃棄物の処理を完了させるため、保管事業者の掘り起こし調査を本格化するとともに、改正法に基づく規制強化の実効性を担保するため、現行の廃棄物条例で規定する氏名等公表、これの対象に PCB 特措法に違反した者等を追加するための条例改正を、現在、進めている

ところでございます。

今後も大阪 PCB 処理事業の計画的処理完了期限までに処理が完了できるよう、PCB 使用機器を使用、保管している事業者に対して指導を強化いたしますとともに、本日、お集まりいただきました近畿 2 府 4 県 14 市を含めた関係地方公共団体や電気保安関係団体をはじめとした事業者団体などと連携、協力をさらに強化いたしまして、一日でも早く確実かつ適正な処理が完了するように努めてまいります。

そのためには、大阪 PCB 処理事業所が行う PCB 廃棄物の処理状況などの情報を提供することによりまして、地元の皆様方をはじめ関係者にご理解を深めていただくことが大変重要であり、本監視部会、これはいつも申しておりますが、客観的な立場から事業の安全性が確保されていることを確認していただく場であると同時に、情報公開の場としても重要な役割を果たしているものと考えております。

本日の部会でございますが、議題は「大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗」「環境モニタリング調査」「PCB 廃棄物早期処理促進に向けた取り組み」についてとなっております。本日の監視部会においていただきましたご意見を踏まえまして、引き続き PCB 廃棄物の早期適正処理や周辺地域の環境保全、施設の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○棚橋係長（司会）

続きまして、本日は、環境省産業廃棄物課から福井課長補佐様にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと存じます。

○福井課長補佐（環境省）

皆様、こんにちは。環境省産業廃棄物課の福井と申します。本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

また、日ごろより PCB 廃棄物の期限内処理に向けて、大阪市はじめ皆様に大変なるご協力、ご尽力、ご理解をいただきまして、まことにありがとうございます。

今ご紹介いただきましたとおり、昨年に PCB 特別措置法が改正いたしまして、また、関係します電気事業法についても関係省令を改正いたしまして、政府を挙げて取り組みを進めているところでございます。現在、こちらの法改正に伴って、閣議決定に格上げいたしました基本計画に基づき、政府全体一丸となって取り組みを進めているところでございます。そのために、関係省庁の連絡会議というものを局長級で開始してございまして、先週にも第 2 回を開いております。政府を挙げて取り組むということで、業界団体への周知といったことも含めて取り組んでおりますし、本日ご紹介いたします環境省の取り組みとしても、広報など積極的に広めていきたいと思っております。

今後は、この法律、制度的措置がなされた後、しっかりと取り組みを進めて、期限内処理を完遂するというところで、自治体の皆様と協力して、掘り起こし調査というところ

に取り組みを進めているところでございます。そういった取り組みの支援策などについても、本日、ご紹介をさせていただければと思っております。

PCB 廃棄物の処理につきましては、まず、北九州事業エリア、中国、四国、九州、沖縄各県の地域の変圧器コンデンサが一番初めに期限を迎えるところでございます。こちらについては、本日でちょうど残り 400 日となりました。まずこの期限を達成して、次にこの大阪事業エリアでの処理期限を全うするために全力を挙げていきたいと思っております。

本日は、この会議でさまざまなご指摘をいただきまして、それを参考にまた PCB 廃棄物処理行政の促進に努めていきたいと思っておりますので、闊達なご議論、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。どうもありがとうございます。

○棚橋係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。まず、議事次第でございます。次に、裏表 1 枚物の出席者名簿でございます。なお、本日、JESC の吉口 PCB 処理事業部長が出席の予定でしたけれども、業務都合によりまして、やむを得ず欠席となっております。また、一部の自治体で出席者が変更となっております。その旨承っております。事務局におきまして、確定出席者に関しまして取りまとめます。次に、表面 1 枚物の配席図でございます。続いて、議題 1 に係ります JESCO の資料といたしまして、資料 1-1「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」、次に資料 1-2「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」、続きまして、議題 2 に係ります本市の資料といたしまして、資料 2「平成 28 年度環境モニタリング調査について」、最後になりますけれども、資料 3 の「PCB 廃棄物早期処理促進に向けた取組について」となっておりますのが環境省の資料でございます。本日の資料は以上でございます。資料の配付漏れ等はございませんでしょうか。

ないようですので、それでは、議事に入らせていただきます。

部会長であります大阪市の有門産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりますので、有門課長、よろしくお願ひします。

○有門課長（大阪市）

大阪市の環境局で産業廃棄物規制担当課長をしております有門でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

当部会の部会長を務めておりますけれども、この監視部会の冒頭で毎度毎度申し上げて大変恐縮なんでしょうございますが、広域の近畿ブロックの部会として 4 年が過ぎようとしてございまして、年 2 回定期的にこの監視部会を開催いたしまして、今回、公開での会議が 8 回目ということになってございます。平成 25 年度からの開催ということござい

まして、近畿ブロックの政令市、都道府県が参加する形で掘り起こし等の取り組みを一層推進するという事も含めて、また、地元での処理を行っております JESCO から進捗の説明を受けることによりまして、緊迫感といいますか、そのあたりを十分に私ども自治体も持った上で、掘り起こし調査などを進めていければと考えております。

また、今回、部長の挨拶にもございましたけれども、条例改正を行った上で、PCB 特措法に違反した者の氏名公表を行いたいということで、この 3 月議会に条例改正を上程している次第でございます。こういったものも使いながら、早期の適正処理を促していければと考えている次第でございます。

いずれにいたしましても、期限内の処理は、地元に対しましては絶対のお約束でございますので、これを担保できるように進めていければと考えておりまして、JESCO においては、操業がとまることのないように、安全確認、緊張感のある事業を進めていただければと考えます。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、始めさせていただきますと思います。

議題 1、大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗についてということでございます。これは中間貯蔵・環境安全事業株式会社からご説明をお願いいたします。

議題 1 につきましては、資料 1-1 と 1-2 がございますので、前半と後半に分けさせていただければと思っております。まず、前半につきましては、資料 1-1 の 20 ページ、第 6 項目までご説明をしていただきまして、ここで一旦ご意見等賜った上で、残りの後半に入っていければと思っております。

それでは、ご説明よろしくお願ひいたします。

○青木所長（JESCO）

かしこまりました。

皆さん、ご安全に。JESCO でございます。資料 1-1 からご報告をさせていただきます。

表題は「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況」ということで、前回同様、処理の状況、環境モニタリング、作業員の健康管理、教育訓練、その他営業活動、設備保全等につきまして、ご報告をさせていただきます。

前回の監視部会は、6 月までの実績をご報告させていただきました。今回のご報告は、昨年 12 月末までの実績をご報告させていただきます。昨年 8 月、9 月の約 2 カ月間で、毎年実施しています定期点検を実施させていただきました。そして、10 月から下期の操業を再開させていただいたところでございます。

それでは、早速、資料に基づきましてご報告させていただきます。

1 番の操業状況についてですが、(1) ということで搬入の実績をご報告させていただきます。

各年度の実績につきましては、表-1 をごらんください。

横軸に 2 府 4 県と大阪市、縦の欄がそれぞれ種類、トランス、コンデンサ、廃 PCB 等

のそれぞれの年度ごとの処理台数を記載してございます。台数で申し上げますと、この資料の1行目になります。トランス類が2,476台、コンデンサが65,784台、廃PCB等が1,278本の搬入をしております。

これらを進捗率で申し上げます。進捗率につきましては、このページの一番下に、図-1、搬入実績ということで、棒グラフがございます。トランスが88%、コンデンサも88%、廃PCBが80%になります。

ここでご報告させていただきたいのは、前回の監視部会では、トランス類の進捗率が77%でございますが今回は88%でございます。この違いというのは、処理施設での処理は進めておりますが、今回は分母となります登録台数が変わったものです。前回ご報告させていただきました分母の登録台数は、昨年3月末のトランスの登録台数、台数で申し上げますと3,158台がJESCOに登録されておりました。本日、ご報告させていただきますトランスの登録台数は2,811台ということです。これは昨年12月末の登録台数ということで、分母そのものが減っております。これは、保管事業者のうち、現場で調べた結果、高濃度のPCBではなくて、微量のPCBだということが判明いたしまして、私どもの登録から取り下げたということで、結果的に分母となります登録台数が減りました。その関係で、前回のトランスの進捗率は77%、今回は88%ということで、10%以上の進捗率という結果になっております。いずれにしましても、現場のほうでは確実に処理をさせていただきます。

次に、搬入されたものを施設内で処理した実績でございます。

ページをめくっていただきまして、操業状況、(1)中間処理完了実績等でございます。

中間処理の実績は、毎回同様、表-2に年度別の中間処理完了実績ということで、平成18年からの操業のデータを記載させていただきました。この表の左欄に受託処理と種別が書かれております。受託というのは、保管事業者が持たれているトランス、コンデンサ、廃PCB等のそれぞれの本数と重量でございます。ここで記載されています処理重量というのは、トランスでしたら金属類とか中身のコイル等の全重量でございます。

左の下から2番目に、受託PCB処理量という項目があります。ここでのPCB処理量というのは、それぞれトランス、コンデンサに含まれている純PCB量でございます。その数字をこの表に記載しています。簡単に申し上げますと、大体全重量の3割強が純PCB量になっていると考えていただいてもよろしいかと思っております。それらの総重量並びに台数、PCBの処理量をこの表に記載しています。

また、JESCO内の処理工程で発生しました、例えば、作業員が装着しています保護具類、それとか排気処理しております活性炭、これらにつきましてもPCBが付着しますので、これらを自分のところで処理をしているということで、この表の左欄に運転廃棄物という項目があるんですが、その処理量とPCB量もこの表に記載してございます。

数字で申し上げますとなかなかわかりにくいですので、この表をグラフ化しましたのが、このページの真ん中から下でございます。図-2の中間処理完了実績等ということで、ト

ランス、コンデンサ、廃 PCB、受託 PCB 量をそれぞれ折れ線グラフ、棒グラフで記載して
ございます。

この図のうち、折れ線グラフで示していますのが重量になります。この目盛りは右肩
の数字をごらんいただきたいと思います。棒グラフが台数になります。この台数の目盛
りは、左の台数の数字をごらんいただきたいと思います。

右下の図の受託 PCB 処理量というのは、折れ線グラフが金属類を含めました総重量で、
右の目盛りをごらんいただきたいと思います。そのうちの純 PCB 量、PCB 量だけが棒グラ
フで示してございます。これは、左の目盛りをごらんいただければと思います。

全体のグラフからおわかりになっていただけますように、平成 23 年度、24、25 年度を
ピークにして、少しずつ下がっております。この傾向というのは、私どもの 5 つの施設
で大体このような傾向でございます。このグラフだけをぱっと見ますと、何か処理が滞
っているような感じがするかもしれませんが、間違いなく現場での処理は確実に進め
ているところでございます。

次のページ、3 ページに行かせていただきます。

一番上に図-3、運転廃棄物の PCB 処理量・処理重量というグラフがござい
ます。前回までの部会の資料では、受託処理物と、運転廃棄物の処理量を 1 つのグラフに記載さ
せていただいたものですから、少しわかりづらかったと思います。そのため、今回は 2 ペ
ージに受託処理物、3 ページに施設内で発生した自所処理分の運転廃棄物をそれぞれグラ
フにさせていただきました。

自分のところで処理する運転廃棄物は、平成 24 年度からスタートをしております。こ
のグラフで、折れ線グラフは施設内で処理した運転廃棄物の総重量で、右の目盛りにな
ります。棒グラフにつきましては、そのうちの PCB 量を表示しております。その目盛り
につきましては、左になります。この棒グラフのうち、平成 26 年度の棒グラフが少し下
がっております。平成 26 年度の運転廃棄物としては、施設内で発生した廃アルカリ水、
PCB が低濃度の廃アルカリ水を平成 26 年度に処理したものですから、純 PCB 量としては
棒グラフが少し下がっている傾向がござい
ます。全体量としては、少しずつ増えている
状況でござい
ます。

以上が施設内で処理しています運転廃棄物の処理図でござい
ます。

続きまして (2) 払出実績、1) 有価物・廃棄物ということになります。

先ほどまでは、処理工程で発生するセーフティネット、活性炭等の数量を報告させて
いただいたんですが、ここで申し上げる有価物・廃棄物というのは、ランス、コンデ
ンサ由来の払い出し物でござい
ます。ランス、コンデンサを搬入し、PCB を分解し、処
理し、PCB を取り除いた後の残り物の払い出しの実績でござい
ます。それらのものにつ
きましては、有価物と廃棄物がござい
ます。

この表の左端に有価物、廃棄物という項目を記載させていただきました。有価物とい
うのは、私どもが代金をいただきまして払い出しているものでござい
ます。大体金属類、

鉄とか銅とかアルミにつきましては、有価物として払い出しております。それ以外の炭化物、あと液物、ビフェニルとか塩酸、木酢油、こういうものは産業廃棄物として代金を中間処理業者に支払いまして、処理をしているところでございます。それぞれ各年度の数量を記載しております。

いずれにしましても、有価物・産業廃棄物とも必ず再資源化ということで、進めております。再資源化の方法は、3 ページの一番下、表-4 に払い出している廃棄物の再資源化方法、炭化物、碍子、ビフェニル等の再資源化方法を記載させていただきました。

真ん中の段に図-4、有価物・廃棄物の払出実績ということで、先ほど申し上げた表-3 の数字をグラフ化したものでございます。一言で申し上げれば、処理量に伴って払い出し量も比例的に増えているということをご紹介させていただきます。

以上が有価物・廃棄物の状況でございます。

ページをめくっていただきまして、(3) エリア間移動による効率的な処理の推進ということでございます。

平成 26 年度に PCB 処理基本計画の変更がございまして、私どもの 5 施設の有効利用をしようということで、他地域から大阪に持ってくるもの、また、2 府 4 県から他事業所に搬入をしまして、処理をするということが基本計画に盛り込まれました。その状況でございます。

他の地域から大阪処理事業所に搬入して処理しますが、この表の上の 3 つでございます。トランス類の新幹線トランスは豊田エリアから、コンデンサのうちの上 2 つ、両方とも特殊コンデンサでございますが、北海道エリアと豊田エリアからそれぞれ特殊コンデンサを持ってまいります。

この表の一番下、PP コンデンサということで、2 府 4 県に残っています PP コンデンサ、これはコンデンサの中の紙の部分が PP (ポリプロピレン) というプラスチックでできているものです。これを 2 府 4 県から豊田事業所に持って行って処理するというものでございます。

それぞれの地域間移動の計画と処理実績をこの表に記載させていただきました。

今回、この中でご報告させていただきますのは、上から 2 番目の北海道エリアの件でございます。北海道エリアは数字上はゼロという数字が並んでおりますが、平成 28 年度、ようやく今週の 2 月 23 日に北海道エリア、富山県の保管事業者からコンデンサを 27 台搬入したところでございます。3 月にも十何台処理する予定でございます。ようやく北海道エリアからも平成 28 年度からスタートをさせていただきました。ただ、この表は中間処理の実績の数字を記載したものですから、まだ処理が完了しておらず、数字はゼロになっています。今後とも各施設間で相互利用をしまして、PCB の早期処理を進めていきたいと考えております。

続きまして (4) の運転廃棄物になります。こちらは、先ほど申し上げた運転廃棄物、保護具、セーフティネット、活性炭の施設内に保管しているドラム缶の本数でございます。

す。それと、将来発生する見込みのドラム缶の本数をこの表に記載させていただきました。

昨年の12月まで施設内にドラム缶として保管しているのは、この表の左のほうの一番下に4,428台という数字がございます。この本数が、今現在、施設内に保管しているドラム缶でございます。12月末までのドラム缶を合計しまして、将来にどれくらいまでドラム缶が発生するかというのが、この4,428の右隣に9,658という数字がございます。こちらが事業終了までの発生の推定本数でございます。この9,658本を処理しなければなりません。その処理方法が、この表の右下に5つの行がございます、それぞれ卒業済、無害化認定施設、大阪事業所、他事業所という5つの処理方法で、この9,658本を処理していくということでございます。

これらの処理の実績につきましてご紹介したものが、次の5ページになります。

2) 処理実績、表-7、運転廃棄物処理実績でございます。この表の上のほうの水色で塗ってございます。無害化認定施設、自所処理、他事業所という項目でございます。無害化認定施設と自所処理の判断の区分でございますが、PCB濃度が5,000ppmを下回っているのを環境省が認定しています無害化認定施設に搬出しまして、無害化認定施設で処理をいたします。5,000ppmを超えるものにつきましては、この大阪事業所または他事業所、具体的には東京と北九州の処理事業所に持っていきまして処理をするということで、PCBの濃度によって判断をさせていただきます。

自所処理の欄に黄色の網かけがございます。大阪事業所で処理する方法としては、運転廃棄物を真空加熱、通称VTRと表現していますが、VTRで処理をするという計画を進めております。黄色の欄、運転廃棄物と全バッチ数という数字がございます。全バッチ数は、処理施設内で処理したトランス、コンデンサ、運転廃棄物の全バッチ数です。左の運転廃棄物というのが、全バッチ数のうちの運転廃棄物のバッチ数でございます。

それともう1点、今、申し上げた右欄に書いています他事業所は、東京事業所と北九州事業所に持って行っております。参考までに、東京事業所の平成28年度の欄をごらんいただきますと、ゼロという数字が並んでおります。東京事業所は、水熱酸化分解という処理方式でございますが、今、設備改善等をしてございまして、平成28年度は東京事業所に搬出したものは今現在ゼロで、来年の夏以降、東京事業所への搬出がスタートするというところで、計画を進めているところでございます。

以上が運転廃棄物の処理実績でございます。

少し話題を変えさせていただいて、6ページをめくっていただきたいと思います。

モニタリングの調査結果でございます。事業所から発生する排水と騒音・振動、あと排気、排ガス類のそれぞれの出口の測定結果と周辺の測定の結果を、この6ページからご報告させていただきたいと思います。

まずは排出源モニタリング、私どもの施設の出口でサンプリングした排水の測定結果です。PCBとダイオキシンを測定しております。ここで、二重線で記載してございます平

成 28 年 6 月が最新のデータでございます。これは前回でもご報告させていただきましたので、数字につきましては説明を割愛させていただきますが、もう一度排水の中身につきましてご報告させていただきます。

私どもの PCB 処理施設は、分解工程等では排水は発生いたしません。ここで申し上げます汚水というのは、処理場の中の作業員等が手洗い等をする、し尿とか生活排水の汚水でございます。これを市の公共下水道に放流しているというのが、ここに記載しております汚水でございます。それともう一つ、敷地境界内の雨水、敷地内に降りました雨水、これも下水道を通じまして大阪湾に放流されますので、それらの測定結果をここに記載しています。自主管理目標値を下回っているところでございます。

7 ページに参りまして、騒音・振動結果でございます。こちらも前回の監視部会で、平成 28 年 6 月分まではご報告をさせていただきました。数字は維持管理値を下回っていますので、こちらの説明も、申しわけございませんけど割愛させていただきます。

8 ページ、9 ページが排気（排気口、ボイラー）になります。

こちらにつきましては、平成 28 年 6 月の測定結果が秋に判明しましたものですから、今回、ご報告をさせていただきます。測定物質としましては、PCB、ダイオキシン、ベンゼン、塩化水素等の項目でございます。

8 ページに西棟、西側にある建物、9 ページに東にある建物のそれぞれ排気の出口の測定結果を記載させていただきました。西棟というのは、前処理工程、VTR 等の前処理工程が西棟でございます。東棟は液処理の工程でございます。

総論から申し上げますと、測定結果はいずれも維持管理値、自主管理目標値を下回っているんですが、今回ご報告させていただきたいのが、9 ページの表-10-2、東棟の排気でございます。

左の欄に棟名、あと①から⑬まで振ってございます。その⑤をごらんいただきたいと思います。排気口の東棟ナンバー2-1、H₂ガスベント A というのがあります。この排気口というのは、水素を使用した脱塩素化分解の排出口でございます。

この測定項目、PCB、ダイオキシンの平成 28 年 6 月の結果をごらんいただきたいと思います。PCB で 0.0077、ダイオキシンで 0.021 ということで、今までの平成 26 年から 27 年までの数値と比較しますと、少し高めの数字が測定されてしまいました。先ほど申し上げたように、法令上の維持管理値、PCB の法令上の数字は 0.1、自主管理目標値は右欄の 0.01 でございますので、これは下回っているんですけども、PCB については 0.0077、ダイオキシン 0.021 という高めの数字が測定されました。

当日のいろんな操業状況をいろいろ調べてみたんですけど、特に当日はトラブルも発生してございませんし、脱塩素化分解をした処理液の卒業基準も十分に満足しているところでございました。正直申し上げます、その辺の原因というものが、今つかめておりません。

JESCO 内でもいろんな大学の先生にこの数字を報告して専門家のご指導をいただき、先

月、再測定をさせていただきました。その再測定結果に基づきまして、次の監視部会等でその辺の発生原因とか今後どうするのかにつきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。本日は、このような数字が測定されたということをご報告させていただきます。

今までの建物敷地の出口での排出源モニタリングでございます。

ページをめくっていただきまして、10ページになります。

次に(2)周辺環境モニタリングでございますが、これは出口ではございませんで、私どもの施設の敷地周辺のモニタリング結果でございます。測定結果につきましては、表-11、平成28年度周辺環境モニタリング結果ということで、春・夏・秋3回分の結果のご報告をさせていただきます。

前回の部会では、春の結果を報告させていただきました。今回、夏と秋の結果が出ましたので、この3つの測定結果を記載してございます。数字だけ申し上げますと、環境基準等を下回っている状況でございます。

環境基準につきましては、1回ごとの測定の結果ではなくて、年4回分の平均でもって評価をすることになっております。その結果を11ページに記載させていただきました。それぞれ表-12、経年変化(PCB)ということで、平成17年から約10年間の事業所敷地内、事業所周辺のPCB並びにダイオキシンの平均値を記載してございます。

表-12のPCBにつきましては、一番下に注意書きがありますけど、環境省の暫定濃度 $500\text{ng}/\text{m}^3$ というのが1つの目安です。私どもの測定結果、平成28年度につきましては0.4、0.3ということで、十分にこの数字を下回っている状態でございます。

表-13につきましては、同様にダイオキシンでございます。ダイオキシンの環境基準値は $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ でございます。この数字を見ていただけますように、測定結果は0.01、0.02とかということで、大体環境基準の10分の1程度の測定結果でございます。

表-14は臭気の測定結果でございます。周辺の環境につきましても、特段異常のような数字は測定されておられません。

以上がモニタリングの結果です。

12ページ、13ページ、14ページにつきましては、測定場所、オンラインモニタリングの系統図ですが、ここは毎回この資料を参考図ということで添付させていただいておりますので、説明を割愛させていただきます。

そして15ページ、こちらモニタリングの結果でございますが、作業環境測定結果でございます。

作業環境測定というのは、ご存じのように、建物内で作業者が働いています部屋内の、建物内の空気中の濃度でございます。労働安全衛生法に基づきまして、年2回の測定が義務づけられております。法律上は1%以上のPCBを取り扱うところは年2回測定しなさいという決まりでございますが、私どもでは、その場所だけではなく、それ以外の場所も測定しております。グラフに表示してございますのは、法律で測定しなさいといった場所

の PCB とダイオキシンの経年変化を示しているところがございます。図-5 が PCB の経年変化でございます。

今回のご報告は、この図の一番右端の点で、測定の結果が判明しました。測定は 6 月と 11 月にしているものですから、11 月の測定結果をここでご報告させていただきます。この折れ線グラフからおわかりいただけるように、平成 22 年度以降横ばい、もしくは減少傾向にあります。

ダイオキシンは図-6 に示してございます。ダイオキシンも 11 月の結果が出ましたので、このグラフの一番右の点が測定の結果でございます。ダイオキシンにつきましても、PCB 同様、横ばい、もしくは少しずつ減っているところがございます。

次のページに、この 2 つの法律上の測定場所ではなく、私どもが測定した全部屋の測定結果を数字で示させていただきます。ページをめくっていただきまして、16 ページになります。

表-15、作業環境測定結果でございます。それぞれ PCB とダイオキシンの濃度を記載させていただきます。PCB の管理値は作業環境基準というものがございまして、 $0.01\text{mg}/\text{m}^3$ でございます。PCB につきましては、全部 0.01 を下回っているところがございます。ダイオキシンの目安としましては、 $2.5\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ というのが目安でございます。この 2.5 を超えたところを赤字で示しているところがございます。ところどころに赤字が見えるかと思えます。このダイオキシンの 2.5 というのは大変守ることが難しく、私どもの 5 事業所でも 2.5 を守るといのは大変難しいところがございます。

厚生省の通達でもって、このように基準を超えている場所は、いろんな防護マスクとか入室の時間を制限して健康管理を進めるようにという通達がございますので、私どももこれら数字の高かったところは、防護マスク等の装着を徹底しまして、作業管理を推進しているところがございます。

17 ページに参ります。作業環境の改善対策でございます。こちらは前回と同じ資料になります。

設備の改善によって PCB 濃度を下げようという設備改善事例を、4 場所につきまして記載してございます。ここの内容は前回までの報告と全く同じなので、1つ1つの項目のご説明は省略させていただきます。少なくとも、このような設備の改善をすることによって、今、PCB やダイオキシンの作業環境濃度は横ばい、低減しているものと考えております。引き続き整理整頓等を進めてまいりたいと思えます。

18 ページ、作業従事者の健康管理になります。

これは、前回ご報告はしておりません。作業者の健康管理ということで、一般の健康診断、あと PCB に特有しています特殊健康診断を年 2 回進めております。それ以外に、作業員の血液を採取しまして、血液中の PCB 濃度とダイオキシン濃度をそれぞれ健康管理の指標にしております。

PCB の管理目標値というのは、日本産業衛生学会というのがございまして、学会の生物

学的許容値という表現ですが、25ng/g-血液、1g 血液中に 25ng の PCB を管理値とするというのがございます。結果からいいますと、全従業員、25 を大きく下回っているところがございます。どうしても個人のデータとなります関係上、データそのものの説明といえますか、ここには記載してございません。総論にて説明させていただきたいと思えます。

次に、ダイオキシンにつきましては、学会からは特段管理値というものは示されておりません。私ども JESCO 内でいろんな専門家のご意見をいただきまして、環境省がダイオキシン類の関係作業に従事していない方のダイオキシン濃度を測定しています。その結果を目安として、私どもの作業員の健康管理値の評価としようということで進めています。

環境省の測定結果というのが、この説明文の下の方のパラグラフ、平成 28 年 6 月の測定結果ということで、0.4~56pg という数字が記載されています。結果からいいますと、私どもの作業員のダイオキシン濃度も大体この範囲内ということでございます。今後、保護具の徹底とか、作業員に対してヒヤリング、注意喚起をして、健康管理を推進してまいります。

最後に、ヒヤリハットとなります。

ヒヤリハットにつきましては、トラブルに至らないようにするための未然の防止活動ということで、ヒヤリハットを推進しているところです。表-16 が件数、図-7 がヒヤリハットの内容でございます。ヒヤリハットの内容につきましては、転倒、破損等が出されております。とにかくヒヤリハット活動は積極的に進めなければなりませんので、出されたヒヤリハットは、必ず私どもで検討し、それを職員にフィードバックして、関係職員に周知することを継続することによって、ヒヤリハット活動を今後も継続してまいります。

次のページに行かせていただきます。

これは前回報告してはおりません。5 事業所で発生したトラブルにつきましては、一旦全て本社に集約しまして、それを各事業所に水平展開をして、5 事業所のトラブル未然防止をしていこうということで進めていました。昨年 11 月から、トラブルでなくヒヤリハットについても水平展開をしようということ JESCO 内でとりきめました。具体的には、出されたヒヤリハットを各事業所でリスクの見積もりをしまして、リスクレベルが 3 以上のものにつきましては全て本社に報告して、本社はそれを他の事業所に水平展開をするという活動でございます。

大阪事業所では、もう昨年からはリスク評価をしていますので、ここでは、ここ 1 年間のリスクの評価の件数を記載しております。リスクレベル 3 以上は発生してございませんが、リスクレベルに関係なく、全て改善できるものは改善する、リスクレベルを低下するというのでヒヤリハット活動を進めています。

そして、20 ページの一番最後、PCB 廃棄物処理施設設備改造、通称、私どもは SA 委員

会（セーフティアセスメント委員会）ということで進めています。これにつきましては、施設内で設備改造をする場合は、その設備改造の環境への影響、並びに操業の安全性を、大丈夫かというのを事業所全体で確認しましょう、審議しましょうと。その審議した件名を監視部会等で公表していきましょうということを 5 事業所で取り組んでいるところでございます。平成 28 年度につきましては、ここに掲載されています 4 件の SA 案件について審議したところでございます。

20 ページまでのご報告は以上です。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。ただいまの JESCO の説明でございますけれども、これに対しましてご質問等ございましたらお願いいたします。上野先生。

○上野外部有識者

1 点だけ教えていただきたいんですが、18 ページの作業従業員の健康管理でございますけれども、全作業員の血中 PCB 濃度、全員が目標値を下回っているということで、非常にいいのではないかとは思いますが、毎回私、同じような質問をさせていただいてますが、作業内容によって血中 PCB 濃度に差があるのかどうかですね。その辺、今回はどうだったのでしょうか。ちょっと教えていただければと思います。

○青木所長（JESCO）

当然、作業内容によりまして、暴露機会、暴露評価は違います。解体工程と液処理工程で、解体工程は作業員が直接トランスとかコンデンサに触ることが考えられます。あと、液処理につきましては、全てプラント内に PCB が存在していますので、基本的に液処理工程で PCB 暴露というのは、ほとんどないかと思えます。その反面、前処理工程、トランスとかコンデンサを触ったり、解体、抜油する工程は、どうしても作業員が PCB に触れる可能性がありますので、暴露評価という面では、前処理工程のほうが高い結果になります。

ただ、先ほどご報告はできませんでしたが、PCB の濃度につきましては、毎年測定をしております、今、少しずつですが、削減している傾向が結果として出ております。

○上野外部有識者

ということは、実際暴露はされてないという評価ですか。

○青木所長（JESCO）

直接的な PCB 液による暴露といいますか、作業服に直接 PCB 液が付着したりしたということはございません。

○上野外部有識者

わかりました。ありがとうございます。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

ほかにご質問等ございましたらお願いします。中地先生。

○中地外部有識者

4点ありまして、1点目は1ページの搬入実績ですけれども、今までですと、2000年に大阪市でPCBの処理計画をつくって、大阪事業所を大阪市で引き受ける、市内に持ってくるということで、大阪市は優先的に処理をしますみたいな形で、大阪市の搬入実績が書かれていたんですけれども、それがなくなっていて、何か平均からすると、大阪市のほうがおくれてしまっているような、特にトランス類等、残りが多いように思うので、この辺についてはどうお考えなのかというのを、JESCOさんよりは大阪市さんのほうにお聞きしたいというのが1点です。

2点目は、16ページの作業環境測定の結果なんですけれども、真ん中のところで、西棟の小型解体室①というのがあるんですが、そのダイオキシン濃度が7.0で、括弧の粉じん濃度が1.7という形で、粉じん濃度が前回までの測定より2倍から一桁ぐらい高くなっているんで、この辺についてはどういうことが考えられるんでしょうかというのが2点目です。

3点目は、ちょっとこれは教えていただきたいんですが、20ページのヒヤリハットのリスク評価の見積もりということで、表-17の労働災害に係るリスク評価というので、死亡とか休業災害、不休災害というふうに点数があって、それと可能性とを足し算をしてリスクレベルを出されているんですけれども、ヒヤリハットの場合には、当然、災害は起きていませんから、ここも微小という話になって1と。あとは可能性のところでは起こる可能性があるのかというので、大かあるかないかみたいところで点数をつけられているのかについて、少し教えてください。

4点目は、20ページの下の方の表-19、審査案件のところ、今年の1月に審議されている廃粉末活性炭前処理対策工事というのは、どういうことを言うのかについてご説明ください。14ページのオンラインモニタリング概略系統図でいう下のほうに、管理区域レベル2というので、廃活性炭等の大気への系統図があるんですけども、この辺に設備をつけられるということなんですか。

以上です。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございます。

1つ目の中地先生のご質問で、ご指摘のとおり、本市は JESCO の処理施設の立地に協力したということなのですが、当初、2年間先行して市内分だけを JESCO で処理をいたしました、トランスにつきましては、市役所が交通局で巨大なトランスでありますとか PCB 量が 3t ぐらいあるようなものを持っております。JESCO の処理能力は PCB で分解能力が 1日 2t ということですので、当初の 2年、先行処理いたしましたけれども、計画的処理完了期限の中で進めていくということで、大型トランスにつきましては計画的に処理が進行しておりますし、コンデンサ等につきましても、油が漏れておりますようなものとか、後で残ってきているということで、それらも計画的に処理が進んでおると考えてございます。

本市以外のものにつきましても、そういった状況で、大きなものにつきましては、建物からちょっと出しづらいものもございまして、それらは現場解体等を考えながら処理を進めていると聞いてございます。

当初 2年間でやってしまおうという話はあったんですけども、結果的にこういう状態になってきております。計画的に処理が進んでございますので、順調に推移しているものと考えてございます。

以上でございます。あとは JESCO さんから。

○青木所長（JESCO）

4点ほど中地先生からご質問いただきました。

今、有門課長からご回答していただいたんですが、後ほど私どもの営業活動につきましてご報告させていただきます。既に和歌山、奈良、滋賀県の総ざらいを進めているんですが、それと並行して、今、中地先生ご指摘の大阪市につきましても同時並行で最初からずっと進めていますので、地元の PCB 処理をなくすということで今後も進めさせていただきたいと思っております。ご報告させていただきます。

次のご質問の確認ですが、16 ページの表-15、作業環境測定結果というのがございます。西棟の前処理を、VTR を主体とする作業環境測定結果、PCB、ダイオキシンがあります。ここの平成 28 年 11 月の欄で、測定対象室名を申し上げますと、これは番号を振ってないですが、真ん中よりちょっと上に小型解体室①、管理区域 3 というのがあります。PCB が 0.0024 と 0.0025、中地先生のご質問というのが、ダイオキシンが 7.0 で、鍵括弧の中が 1.7 という数字になっております。前回は 6 月の結果を報告させていただきました。前回のダイオキシンは、トータルが 8 で、鍵括弧の中が 0.14 だったんです。その 0.14 というのが、今回、1.7 という数字で高くなっていますが、何か原因等に心当たりがありますかというご質問かと思えます。

正直申し上げて、この日特段、作業内容が変更になったわけではございません。ただ、ご存じのように、ダイオキシンというのは、物質そのものが液状ではございまして、粉末状でございまして、ダイオキシンの測定というのは、粉じんにダイオキシンがく

つきます。だから、測定は液状に由来をするよりも、粉じん状に由来するほうがダイオキシンの影響するというので、粉じん状のダイオキシンの影響しているのかということ調べるために、この鍵括弧内の測定をしております。

それで、以前、ダイオキシンの測定結果ですごい高い数字が出たことがございまして、それは15ページ等に表示しています。この辺の原因というのは、粉じん中のダイオキシンが増えたことが一因としてあったものですから、それ以降、粉じんと全重量のダイオキシンを測定するというので、今回のように、総量のダイオキシンと粉じん中の発生由来のダイオキシン濃度をここに書かせていただいております。

1.7と0.14の違いとが、多少粉じんが出たのかなという推測はできますけども、特段、これとこれが原因だということでは、正直申し上げて、なかなか説明できないというのが状況でございます。

いずれにしても、とにかくこれからもダイオキシンにつきましては、全濃度と粉じん中のダイオキシンがどれぐらい成分として占めるのかというのを測定させていただいて、今後、継続してご報告をさせていただきたいと考えております。

次に、3番目のご質問が表-17 ヒヤリハットについてございまして、ページで申し上げますと、20ページになります。

表-17 のリスクの見積もりの考え方をご質問いただいたかと思っております。このリスクの見積もりというのは、いろいろな方法が考えられますが、中央労働災害防止協会、中災防という表現になりますが、その協会の資料中にリスクの見積もりについて参考となる事項が書かれております。リスクの見積もり方法としては、このような事例が一般的であろうかと思っております。労働災害に係るリスク評価とその可能性を点数にしまして、その合計点でもってリスクレベルを評価しようというのが中災防の考え方でございます。

先生ご指摘のこの表の一番端の左欄、労働災害に係るリスクというのは、万が一発生したらどのような危害が発生するだろうかという、その影響の大きさをリスクの評価としております。ですから、もし発生してしまったら、死亡・重傷まで至るだろうというのが10点、たとえ発生したとしても、微小で済むだろうというのが1点ということになります。発生してしまった場合の危害を点数評価しています。

次に、真ん中の欄の可能性というのは、その発生する度合いがどれぐらいの確率で発生するのかということです。たとえ死亡とか重傷であっても、ほとんど可能性がないのであれば、合計点数では低くなりますし、たとえ微小災害であっても、可能性がたくさんあるということであれば、合計点が高くなるということで、そのような考え方でもってリスクの評価をさせていただいております。

次に、4つ目のご質問が、同じ20ページの表-19、SA委員会の4件の中身でございまして、4番目の廃粉末活性炭前処理対策工事というのがございます。この工事内容について説明願いたいということです。

先生、先ほど、私どもが参考図でつけております14ページのオンラインモニタリング

のところに、いろんな排気処理の活性炭、セーフティネットの活性炭が書かれていますので、この活性炭ということで、参考例ということでご指摘をしていただきましたけど、ここで申し上げています粉末活性炭というのは、そこの排気処理の活性炭ではございません。

私ども、PCB を処理するときに、VTR ということで、一旦 PCB を含んだものを蒸発させます。蒸発させて一旦冷やしますと、PCB を含んだ液状の PCB 廃棄物が出ます。これを東棟に持って行って脱塩素化分解をするんですけども、その液状の PCB はいろんな汚れを含んでいます。タールとか木酢油とか、そういうものを含んでいますので、脱塩素化工程にかける前に、不純物を取り除くという作業がございます。その不純物を取り除く方法として、粉末活性炭を使用しています。

ということで、ここで申し上げています粉末活性炭というのは、排気処理の活性炭ではございませんで、脱塩素化分解をする前の液から汚れ分を除去するための粉末活性炭です。

工事内容というのは、粉末活性炭は、先ほど申し上げたように、東京事業所に持っていく計画にしております。ただ、東京事業所でも、何でもかんでも粉末活性炭を持って行って処理できるわけではありません。私どもはドラム缶の中に廃粉末活性炭を保管していますけど、実は、この廃粉末活性炭と、先生がご指摘していただいた排気処理の活性炭が少しまじってしまった場合があるんです。昔、一緒の活性炭だから同じドラム缶の中に入れようということで、そのような作業をしたことがありました。ただ、東京事業所では、排気処理に使った活性炭というのは、粒状活性炭といって粒が大きいということで処理ができないとのことでした。そのために、東京に持っていくための排気処理用の粒状の活性炭を取り除く設備をここで設置しようという工事がございます。

その取り除くためのグローボックスを利用した設備を設置することについて審議したものが、4 番目の廃粉末活性炭の工事でございます。

以上が 4 点のご回答でございます。

○有門課長（大阪市）

中地先生、いかがでございましょうか。

○中地外部有識者

結構です。

○有門課長（大阪市）

ほかにご質問等ございましたら、お受けいたします。大藤先生。

○大藤外部有識者

1点、運転廃棄物の処理のことを教えてほしいんですけども、この運転廃棄物の処理の中で、他事業所で処理をされているものがあるかと思うんですけども、先ほど冒頭で、北九州のほうは来年度が処理期限だと聞いたと思うんですが、それ以降は、北九州で処理をお願いしていた分というのは、どのようにするご予定なのか教えてください。

○富坂次長（JESCO）

北九州事業所につきましては、処理期限が、変圧器、コンデンサについては平成30年度で、それ以外のその他汚染物については平成33年度となっております。ですので、そちらの33年度までの処理ということでございます。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

後ほどまた質問の時間等もとらせていただきますので、議題を進めさせていただきます。

それでは、資料1-1の後半と資料1-2につきまして、JESCOから説明をお願いいたします。

○青木所長（JESCO）

ページは21ページになります。

まず7番、営業活動になります。それぞれ平成28年度の活動内容となります。

前回申し上げたように、私どもも総ざらいの活動を進めるということで、平成27年度は和歌山県の総ざらいの活動を進めさせていただきました。そして、平成28年度につきましては、このページの(2)滋賀県と奈良県の総ざらいの活動をさせていただきました。それぞれ滋賀県、奈良県の全登録者数、対象者数をここに数字で記載してございます。

今回、参加していただいた方で、処理の意向のない方を参考に申し上げます。このページの真ん中辺、1)の滋賀県のエ)にございます。今回、処理の意向なしは25者ということで、全体の3%弱の方が処理意向なしということですが、その辺の理由につきまして、A、B、C、Dという理由を記載させていただきました。

同様に、奈良県につきましては、677者の登録者数がございまして、今回、159者の方たちを対象といたしました。今回、処理の意向なしという方は46者、46者の意向のない理由というのは、A、B、C、D、それぞれ処理拒否とか所在不明等が書かれております。

いずれにしても、滋賀県、奈良県、あと昨年実施しました和歌山県につきまして、私どもの職員、専任の担当者をつかまして、今後、自治体さんと協力して総ざらいを進めさせていただきたいと思っております。

平成29年度につきましては、兵庫県、京都府、大阪府等を重点的に進めていきたいと

思っております。それが 21 ページの営業活動の報告でございます。

同様に、総ざらいということではございませんが、操業の当初から、事業者さんに対して定例の説明会を実施しております。その説明会の回数を 22 ページに記載してございます。

(3) 保管事業者説明会の開催ということで、今まで 1 巡目から 8 巡目を開催しております。出席事業者数は、毎年少しずつ減っております。処理が進んでいる証拠かと思えます。引き続き、こういった説明会を何回も継続して、早期処理を進めてまいります。

22 ページの下の欄がご視察していただいた総人数でございます。平成 27 年度にご視察者数 1 万人を超えました。今現在、10,427 人で、各団体の内訳をここに記載してございます。大半の方が企業関係、関係の団体でございます。昨年は外国の方々もご視察をしていただきました。

23 ページに入ります。23 ページ、24 ページは、教育と訓練状況でございます。

これは、作業員の力量アップということで、毎年重点項目ということで、緊急時訓練、教育の活動を実施しています。

23 ページが緊急時対応訓練ということで、本年度は漏えいをテーマにして毎月 1 回実施訓練をしています。昨年は火災をテーマにして実施いたしました。また、自分のところだけで緊急訓練をしても、狭い活動になってしまいますから、地元の此花消防署さんにもご参加をして消防訓練をさせていただいている状況でございます。それが緊急時の訓練状況でございます。

24 ページに参りまして、教育状況でございます。

教育状況の内容は、表-24 に記載しています。必ず毎月 1 回、いろんなテーマを持って教育をしているところでございます。それぞれ PCB だけではなくて、メンタルヘルスとか高齢者の安全作業とか、なるべく広い話題でもって教育を進めているところでございます。

今年度は、この写真の一番下にあるグループワーク研修というのを実施いたしました。今までは座学が中心だったんですけど、やはりワークショップ形式の、討論会形式の教育を進めようということで、平成 28 年 11 月にリスクマネジメントを題材としたグループワークの研修を実施いたしました。

そして、最後になりますけど、収集運搬。私どもに搬入出をする収集運搬業者のリストでございます。全事業者で 25 者でございます。こちらの内容につきましては、前回と全く一緒でございますので、説明を割愛させていただきます。

続きまして、資料の番号が変わります。土井から説明をさせていただきます。

○土井副所長（JESCO）

それでは、資料 1-2 を説明させていただきます。

まず、資料の構成ですけども、今回、従来の資料より 2 つ資料を追加させていただい

ております。4 ページと 5 ページ、表-2 でございます。これは個別の機器の、各年次ごとの保全計画の実施計画表でございます。それから、8、9 ページ、図-1 と 2 でございます。これは、できるだけわかりやすいように、簡単なフロー図に主要の工事箇所をわかるように吹き出しで示しております。

この資料につきましては、JESCO 本社での事業検討委員会の資料として、今後、5 事業所の監視部会等での資料をそのまま添付するという事で、今後、親委員会のほうでも各所の長期保全計画について確認していただくことになりましたので、大阪ではこの 2 種類の資料を追加いたしました。

それでは、1 ページに戻ってください。

はじめにというところですが、設備管理につきましては、大阪事業所は平成 33 年度末までの計画的処理完了期限まで、確実に、安全に処理するために、従来の設備管理を強化して取り組んでおります。

2 にございます保全方式としては、設備の重要度に応じて予防保全、それから事後保全、そういった考え方に基づいて管理をしておりますけども、特に重要な設備については、予防保全、故障を起こさせないというところに注力して管理をしております。処理物の中でも、運転廃棄物、それから処理が困難なものの割合が多くなっておりますので、そういったものの設備管理の面でも、それらが設備に及ぼす影響をきちんと評価して、点検、整備とか更新、あるいは予備機の確保を行って、管理をしております。

次の 2 ページから 3 ページにかけての表-1 をごらんください。

これは従来からおつけしている資料です。抜粋ではございますが、真空加熱蒸発設備、通称 VTR 設備のものでございます。大分類の設備分類ごとに、保全上のリスクとそのリスクを回避するための対策、それから長期保全計画の対応状況といったことを整理しております。

アンダーラインのところをかいつまんでご説明させていただきます。

2 ページでは、一番下の配管類のところでございます。前回のこの部会でもご報告させていただきましたが、VTR の D 号機は、運転廃棄物の中の廃粉末活性炭を専用に処理する VTR でございます。廃粉末活性炭から処理中に発生します塩酸による腐食が課題でございました。この対策として、塩酸除去のスクラバーを設置しまして、常圧系の腐食対策としては非常に効果を確認することができました。平成 29 年度は排気系、それから回収液あるいは洗浄液系の配管の更新を予定しております。

それから、次の 3 ページで、上から 2 番目の熱交換器のところをごらんください。

同じく VTR-D 号機、第 1 オイルクーラーというのがございますが、このクーラーにつきましては、平成 26 年度にチューブが腐食で破孔するというトラブルがございました。その対策として、新設の機器を設置いたしました。今年の定期検査のときには、そのチューブの点検をいたしまして、やはり腐食の兆候がございましたので、あらかじめ用意しておりました予備のチューブバンドルに取りかえを行っております。今年も定期検査

でその点検をする予定にしております。

それから、下から3番目の排気処理装置につきましては、D号機の第2排気装置、活性炭で除去する装置でございますが、これの更新を平成28年度に予定しておりましたが、先ほど申し上げました塩酸スクラバーの効果が確認できましたので、この更新は必要ないと判断いたしまして、更新は取りやめております。

続きまして、4ページ、5ページ目の表-2をごらんください。

この表は、各機器の年度ごとの保全計画を示しております。計画と実績の欄で、丸の数字がございます。この丸の数字は、後ほど出てきます6ページから9ページにかけての説明資料の中の項目番号を記載しております。

この4ページでは、大変薄い網かけで申しわけありませんが、下から3番目の熱交換器類のところですね。先ほどのD号機の第1オイルクーラーの件ですけども、平成29年度は一応更新の計画を入れております。

それから、その下の第2オイルクーラーでございますが、このクーラーは第1オイルクーラーの補助的な役割の装置でございます。1月初旬に冷却水がオイル側に混入するという現象を確認したため、安全確保のため運転を停止して点検いたしました。その結果、チューブに腐食を検出しております。トラブルに至らないように、現在、運転を控えております。もともとクーラーも、ここにありますように、平成29年度に更新を予定しております。予備機が4月初旬に納入される予定でございます。

VTR-D号機は、運転廃棄物主体で処理しております。特にPCB廃棄物の処理にはほとんど影響ございませんが、予備機が納入されるまで、第2オイルクーラーの冷却がなくても処理できる廃棄物がございますので、その廃棄物でもって3月には運転を再開する予定でございます。

5ページ目、これも逐年ごとの保全計画表でございます。これについては、説明は割愛させていただきます。

続きまして、6ページ目、表-3、これは平成28年度の長期保全で計画しております主要項目です。もう既にほとんどの項目は終了いたしました。中には⑤、⑭、システムサーバーの更新ですとか熱電対の交換、こういったものは、特に耐用性に問題ございませんでしたので、実施は平成29年度の点検で実施するという事で、延期をいたしております。

それから、次の7ページの表-4です。これは、平成29年度に計画しております主要項目でございます。全部で24件ございますが、これについては図-1、2のほうでご説明したいと思います。今回追加した資料でございます。

8ページの図-1、大阪事業所は、西棟と東棟と2つ分かれております。フローの簡単な説明をさせていただきますが、図-1の西棟では、搬入されてきますPCB廃棄物を、この図でいうと左のほうから受け入れまして、抜油、解体後、本体は洗浄、それから抜油された油は、この下側の蒸留分離施設でPCBを分離いたします。また、コンデンサ類は

真空加熱分離施設で真空蒸発させて PCB を回収いたします。

吹き出しで緑の部分は、平成 28 年度に実施した項目です。それから、水色が平成 29 年度に予定している項目でございます。主なものは、洗浄施設では、熱媒油の交換ですとか、それから超音波で洗浄する設備がございますが、その振動子の交換を計画しております。それから、真空加熱分離施設では、VTR 本体のドアシールドというところに熱電対がございます。ここを交換します。それから、今ほど説明しました第 1 オイルクーラー、第 2 オイルクーラーの更新、それから、その後段でございます常圧系配管、あるいは液の配管の更新、こういったものを計画しております。

東棟のほうです。9 ページ目です。

東棟では、西棟で分離、回収されました PCB を分解施設で化学反応によって分解して無害化します。分解反応によって生成しました無害のビフェニル等は、生成物回収施設で回収されて、種別ごとに外部処理をいたしております。

平成 29 年度の予定項目としては、左側の分解施設では、反応器、それからそれを受ける液槽の攪拌機の減速機のオイルシールの交換を予定しております。それから、右上の蒸留分離施設では、チューブバンドルの予備機の製作を行います。それから、右中ほどでは、生成回収された木酢の抽出配管の更新、あるいは抽出溶媒の配管の更新、こういったものを計画しております。

主要設備、特に VTR の設備、それからこの反応設備でございます。こういったところには、今後も予防保全に注力して管理していきたいと思っております。

長期保全は以上です。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。ただいまの説明と、JESCO の前半部分の説明に対しましても結構でございますので、ご質問等ございましたらお願いいたします。上野先生。

○上野外部有識者

質問ではなくてコメントなんですけども、21 ページの営業活動で、滋賀県、奈良県、総ざらいされているんですが、これは全登録数のうち 79 事業者のうち、例えば、処理拒否というのは、今後、氏名公表とかあって、処理してくれると非常にいいかなとは思いますが、例えば、所在不明とか継承者不明等がございますよね。なかなか非常に前途多難だなというイメージを持っております。この辺が非常に懸念されるところかなと思っております。これは質問じゃなくてコメントなんですけれども。

それと、質問を 1 点ちょっとお願いしたいんですが、24 ページ、安全教育は、事故等の予防で非常に重要だと私は思っているんですけど、この安全教育の教育内容は、テーマを持たれてやられているんですが、これは実際のところは持ち回りでやられているのでしょうか、それとも外部講師を使ってやられているのでしょうか。その辺がモチベー

ションにも関係するかなと思ひまして、ちょっとお尋ねしました。

○青木所長（JESCO）

教育につきましては、教育担当の職員というのがありまして、その者が順番で説明したり、場合によたら私とか副所長とかが必要に応じて順繰り順繰りで教育させていただいています。

○福井課長補佐（環境省）

先ほど、コメントということいただきましたけれども、環境省のほうからちょっと回答させていただきます。

既に不明の PCB 廃棄物があるということについては、我々としても状況把握をしております。そのため、今回の法改正、制度見直しの際にも、そういった議論をいたしまして、最終的な手段としまして、行政代執行をしていただくと。要するに、かわりに行政から処分をするということでございます。

これについて、その措置を講じる上では、自治体の皆様のご負担にならないように、国としても支援策を検討するというので、後ほどご説明いたしますような予算措置としても、行政代執行を行った際の支援の基金をこれから積み立てていくということも始めております。

こういったものは、当然ながら極力少なくする必要があるかと思ひますので、保管事業者の方々をできるだけ早く特定して、処理に結びつけていただくという取り組みが一番重要だと思ひております。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございます。上野先生、よろしゅうございましょうか。

○上野外部有識者

はい。

○有門課長（大阪市）

ほかにご質問は。杉本先生。

○杉本外部有識者

設備の更新のことがよくわからないんですけれども、更新された前の設備の処理、廃棄はどんなふうになっているのかを少し教えてください。

○土井副所長（JESCO）

更新して、スクラップにするわけですけども、当然、汚染されておれば、所内で VTR の処理をして無害化して、卒業判定をして、処理を完了します。それから、もちろん全然汚染されてないものは、通常の廃棄を行います。

○杉本外部有識者

ということは、今後の処理量の中に、そういうのも想定して入っていると考えていいんですか。

○土井副所長（JESCO）

設備というのは数が限られておりますので、それから、更新していくというものも対象が大体限られますので、全体の処理量から見ると、影響のない数量だと認識しております。

○杉本外部有識者

ありがとうございました。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

○杉本外部有識者

はい。

○有門課長（大阪市）

ほかにございますか。

○中地外部有識者

資料1-2の2ページ、表-1の主要設備保全方針というところの保全状態の考え方で、状態保全と時間基準保全みたいな形で定期的に保全をしていくというものがあるんですけども、それが表-2の長期保全計画では落とし込みみたいなのはできないんですか。

例えば、4ページの上から3つ目、1-5のユニット機器類と書いてあって、抜油解体洗浄工程の洗浄装置とか下のところは、超音波振動子交換が1回当たり4台、両方とも計18回と書いてあるんですが、年度で見ると、上のほうは毎年やりますけど、下のほうは3回しかやらないみたいな話になっています。この辺、どういうふうなことで回数が違うのかなみたいなのがよくわからないので、保全の方針、保全状態のところ考え方が違うのであれば、それがわかるようにしておいてもらおうと、わかりやすいかなと思っ

た次第です。

○土井副所長（JESCO）

わかりました。この振動子のところでいいますと、1回の交換で4台交換するとありますけども、それに対して各年度丸がついております。単純にいうと、1年に1回4台だと合わないんですけども、年に機会を見て複数回する場合もございますので、対象としては、4掛け18で72振動子があり、それを計画的に、年度ごとにこういった計画でやっていくということで計画しております。

ただ、状態保全なのか、そういった時間基準なのかというのを表-2のほうにも入れるとよりわかりやすいと思いますので、その辺は工夫したいと思います。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。水谷先生。

○水谷外部有識者

安全教育で高齢者の安全作業のことをされたということなんですけど、どれぐらいの年齢の方がどれぐらいの割合で実際働いておられるんでしょうか。

○青木所長（JESCO）

私どもの現場は、スタッフと実際に現場でPCBを分解している者がいますけど、現場の平均年齢はたしか50歳ぐらいです。あと、スタッフになりますと、多分60を超えるぐらいですので、やはり自分では若いと思っても、60歳、50歳なので、その辺のことも注意喚起をしたという教育内容でございます。

○有門課長（大阪市）

よろしゅうございましょうか。

○水谷外部有識者

はい、わかりました。

○有門課長（大阪市）

後ほどまた質疑の時間をとらせていただきたいと思います。議題のほうを進めさせていただきます。

議題の2番でございます。環境モニタリング調査について、これは、大阪市が行政として、大気中のPCB濃度等をクロスチェックの意味で測定しているものでございまして、これにつきまして大阪市から報告をいたします。

○谷野課長代理（大阪市）

大阪市環境局の谷野でございます。

資料2のモニタリング調査の結果についてご報告させていただきます。

先ほど、課長のほうからも説明がありましたが、大阪市として JESCO の事業所の操業に伴う周辺環境への影響、大気環境についての影響を把握するというを目的としまして、大阪市は毎年夏場と冬場の年2回に実施しており、これは JESCO の操業開始前の平成17年度から毎年実施しているものでございます。

今回、平成28年度の冬季調査の結果についてご報告をさせていただきます。

調査地点の考え方につきましては、これも例年と同様ですが、JESCO 大阪事業所地点の1カ所と JESCO 大阪事業所に最も近い住居地域の地点ということで、桜島地点の1カ所の合わせて2地点について定点調査を実施しております。

調査の期間につきましては、今回、冬季調査ということで、昨年平成28年12月1日から8日まで実施しております。

調査項目につきましては、こちらの2の③に書いております PCB やダイオキシン、ベンゼン等の項目について調査をしております。

調査結果につきましては、1ページの一番下段、3番にお示ししておりますけれども、ごらんいただいているとおり、PCB につきましては $0.31\text{ng}/\text{m}^3$ あるいは $0.43\text{ng}/\text{m}^3$ 、以下、ダイオキシン、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンとお示しておりますが、いずれの値も、一番右にお示ししております環境基準値等の基準を比較しましても、非常に小さい値となっております。

続きまして、次の2ページ、3ページにこれまでの経年変化ということでお示ししております。それぞれの地点、先ほど申しました2地点について、操業開始前の平成17年度からの測定結果についてお示ししております。いずれの値も特に異常はない、高く上がっているとかいう値にはなっていないということでございます。

一番最後、4ページ、ダイオキシン類の測定結果について、グラフ化したものをお示しておりますが、資料の一番右端の四角囲みのところに、本来ですと緑色の三角印のグラフの文字が消えてしまっております。この緑の三角の地点が市内平均値を示しているグラフで、これは大阪市内7カ所に大気モニタリングをしている観測地点がございまして、この7地点での平均値をこのグラフで示しているということです。このグラフをごらんいただいているとおり、操業開始前から特にダイオキシン類について濃度が上がっているとか、JESCO の操業に伴って数値が上がっているものではありません。また、市内平均値と比較しましても、ほぼ同等程度という値になっておりまして、この結果、JESCO の施設の稼働に伴う環境への影響はほとんどないと考えております。

以上です。

○有門課長（大阪市）

ただいまの大阪市のからの説明でございますが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

特によろしゅうございましょうか。

次に進めさせていただきます。

議題の3番でございます。環境省から資料を頂戴してございまして PCB 廃棄物の早期処理促進に向けた取り組みということで、環境省福井課長補佐からご説明をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○福井課長補佐（環境省）

ありがとうございます。皆様、資料3をお手元にご用意お願いいたします。

PCB 廃棄物早期処理促進に向けた取り組みということで、先ほどご挨拶で申し上げました PCB 特別措置法改正後の主な取り組みについてご紹介をさせていただきます。

まず、1枚目のスライド下のところでございます。

基本計画の変更、こちらは今回、閣議決定計画に格上げしたということで申し上げました。その中に、政府の率先事項という取り組みが入りました。もちろん、これまでも国の施設での PCB 廃棄物の処理は、ほかの事業者と同じく処理を進めてきたところでございますけれども、今般の改正を受けまして、保管事業者として率先して取り組んでいく必要があると。つきましては、各省庁がそれぞれについて保管、所有の状況を改めて調査し、処理の実行計画を策定するというようになっております。そのため、昨年11月に関係省庁連絡会議を設置いたしまして、こちら、環境省の官房長をヘッドに各省庁の局長級での会議を進めております。

具体的に取り組んでいる内容というのは、下の4つの項目がございます。

今、申し上げました、みずから保管する施設等の実態調査ということで、どれぐらいの PCB 廃棄物が残っているのかを改めて、再度調べるということで、くまなく調べることをしております。また、これに向けて処理を進めていくということで、処理期間についての目標を立てていくということになります。

また、2点目といたしまして、所管する独立行政法人等についても、同じく保管、所有の状況の把握と早期処理の要請を行うということで、政府と一体となって取り組んでいくことにしております。

また、3つ目といたしまして、所管団体等への周知ということで、所管業界団体等に早期処理の取り組みについて周知をするということで、取り組みを進めております。こちらについては、環境省だけではできないところ、全省庁の所管団体に対して一斉に周知を行うということをして、非常に多くの団体に対しての周知広報を行っているところでございます。

そして、これらの内容をまとめる実行計画をつくるということでございました。

1枚進んでいただきまして、こちらは、以降環境省の予算面、財政面での強化ということでご紹介させていただきます。

まず1つ目は、環境省地方環境事務所におけるPCB担当任期付職員の募集についてということでございます。今後、制度的な措置を終えた後、実施面が非常に重要になってくるということで、現場レベルでの取り組みが重要になってまいります。特に、北九州事業エリアの期限が迫っているということもございますので、これに対して、自治体の皆様と一緒に取り組むことができるような体制を強化していくということで、まず第1弾といたしまして、下にありますとおり、九州地方環境事務所及び中国四国地方環境事務所で3名のPCB専任の職員を増員いたします。また、ここ近畿地方環境事務所におきましては1名、中部地方環境事務所についても1名の増員をすることということで、現在、募集の活動を行っております。こちらについては、今後も増員の要望を出していくということで環境省の方針は固めておりますので、期限が迫ってくる順に増員をして、体制強化に努めていきたいと考えております。

次に、下に参りまして、来年度PCB関連予算等の概要でございます。

まず、ここに一覧表を載せておりますが、後のページで詳しくご説明できるようになっております。

まず概要についてここで見ていただきますと、1つ目、PCB廃棄物適正処理対策推進事業につきましては、ほぼ前年どおりでございますけれども、今年度補正予算で5,000万円程度の増額をしておりますので、実質的な体制、これはPCB廃棄物の処理の支援というところの予算でございますが、増額をしております。

また、2点目のPCB廃棄物対策推進費補助金については、1億円の増額ということで、先ほど少し申し上げました代執行の支援のための基金の予算を増額しております。

3点目のPCB廃棄物処理のための拠点的施設整備費は、先ほどJESCOの長期保全計画の説明がございましたが、そういったJESCOにおける施設整備の費用でございます。こちらは前年同額でございます。

次に、PCB廃棄物処理設備のPCB除去・原状回復事業でございます。こちらについては、JESCOでの事業が完了した暁には、原状回復を行って、きれいな状態にして地元にお返しをさせていただくということで、現在から30億円ずつの積み立てを行っている状況でございます。こちらは前年同でございます。

下の2つは新規事業でございます。LED照明導入促進事業ということで、こちらは20億円の内数でございますけれども、新たにPCB使用照明器具を処理する際の支援事業として要求しております。

また、最後の点は、予算事業ではございませんが、日本政策金融公庫において、長期の低利の貸付制度というのを新たに造設することにしております。

内容について、それぞれ簡単でございますが、次のページからご説明いたします。

1点目のPCB廃棄物適正処理対策推進事業でございます。

予算額は、先ほどの表面には当初予算の金額が書いてございました。1億4,200万円とありますが、今年度の第2次補正におきまして、その金額と合わせますと1億9,800万円と、約2億円でございます。

文字がやたらいっぱい書いてありますけれども、右側の事業概要というところをごらんください。地方自治体が行う掘り起こし調査の効率化、早期完了に向けた取り組みということで、地方自治体や掘り起こし対象事業者の方々が調査を行う際に、不明点とかそういったところについて専門的な助言ができるような専門家を派遣するですとか、調査のための支援を行って効率化を図るといったこと、また、掘り起こしを行う際の調査結果をまとめさせていただいて、進捗管理を行っていく、そのためにインターネットの公表なども進めていくといったこと、また、掘り起こし調査結果から把握された PCB 廃棄物の種類、個数、所有・保管業種等の解析を行って、今後どれほどの PCB 廃棄物が残っているかといった推計を行うなどのデータ整備と、一定掘り起こしの側方支援をしていくための予算として計上しております。

また、高濃度 PCB 廃棄物の処理を終えた後、低濃度 PCB 廃棄物の処理というのも残っております。こちらについては、今回、閣議決定した基本計画でも、実態把握というのが重要だとなっておりますので、そういった取り組みを進めるほか、引き続き処理施設についても拡充というところに取り組みを進めていくというものでございます。

下に移りまして、PCB 廃棄物対策推進費補助金ということでございますけれども、こちらは、先ほど申し上げたとおり、行政代執行の支援というものを今後積み立てていくということで、新規要求をしております。

仕組みといたしましては、一番右下にフロー図がございます。一番右下のさらに右の原因者というところがございますが、ここに対して、この事業者が不明な場合ですとか、支払いができないということがございました場合に、代執行実施都道府県市がまず処理を実施します。本来ならば、その費用というのは、求償をして原因者に対して求めていくということになりますけれども、その支払いができない場合について、一番左側の国と PCB 使用製品を製造した事業者から基金の出捐をお願いして、左から2番目にあります PCB 廃棄物処理基金を造成いたします。こちらから処理費用を助成することで、処理費用の負担を軽減するという仕組みを現在調べているところで、製造メーカー等に、今、出捐を依頼しているところでございます。

次のページに進んでいただきまして、PCB 廃棄物処理設備の PCB 除去・原状回復事業費でございます。

こちらについては、先ほど申し上げたとおりでございますので、30億円ずつ積み上げていくと。この JESCO の処理施設というのは、国が主導をして設置させていただいたものですので、こういった原状回復についても、国が責任を持って取り組んでいく必要があるということで予算措置をさせていただいております。

この費用は非常に多額の資金が必要になると考えておりまして、現在、こういった作

業が必要なのか技術的検討を始めておりますけれども、単年度の予算要求が難しいと考えられますので、こういった長期的な視点で積み上げをして、間違いなく撤去、原状回復ができるようにしたいと考えております。

その次の予算は、JESCO の整備の資金ということで、前年同ですので説明は省略させていただきます。

最後のページをごらんいただけますでしょうか。

LED 照明導入促進事業でございます。

こちらにつきましては、もともとこういった LED 照明、これは低炭素社会実現のために必要な予算としてエネルギー特別会計によって実施をしてきたものですが、今回、新たに右下の 2 番で新規要求をさせていただきました。PCB を使用している照明器、こちらの安定器がまだ使用中のものがかなりあるということを把握しております。こちらについて、PCB を処理していただくとともに、LED の照明器具に交換していただくということで、温暖化対策を同時達成していただくものについては、LED 照明器具の費用と設置の工事費用の両方について、補助率 2 分の 1 で補助をさせていただくということで、この補助金を使って、PCB 廃棄物の掘り起こしをさらに進めていきたいと考えております。

最後に、日本政策金融公庫の貸付制度でございます。

こちらにつきましては、今回、新たに高濃度 PCB 廃棄物のみならず、低濃度 PCB 廃棄物についても長期の運転資金の貸し付けができるという制度が設けられました。こちらの対象は中小企業ということになりますけれども、下の図にありますとおり、これまでの中小企業向けの補助というのは処分費用だけでしたが、処分費用の補助を受けた残りの 30% の処分費用のみならず、保管費用、運搬費用に対しても貸し付けができるということになっております。

これにより、皆様のご負担をできる限り平準化するといえますか、分散させて、負担のない形で PCB 廃棄物を処理していただくことに努めていきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの環境省からのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。上野先生。

○上野外部有識者

ちょっと教えていただきたいんですが、例えば、先ほどもございましたけども、要は処理を断っているというか、処理をしないという業者がずっとそれを続けていた場合、おそらく行政代執行になるかと思うんですが、その辺は、大阪事業所の場合は平成 32 年度ぎりぎりになってくるかと思うんですが、その辺の見込みとか、非常に難しいかな

と思うんですけども。

それと、低濃度の PCB 廃棄物の処理促進についても、事業概要で書かれていますけども、これについてもちょっともう 1 回確認なんですけど、要はストックホルム条約に批准した上での完了年度にこれも含めていると、実際は、国としては必ず終わるという見込みでしょうか。

○福井課長補佐（環境省）

ありがとうございます。

まず 1 点目についてですけれども、費用面で処理を拒否されている事業者さん、そういったところについて、まず最初の選択肢として代執行というものがあるわけではございません。まずは処理期限の 1 年前に、法令上の違法状態、それまでに本来、処分委託をしていただくことになっておりますけれども、それができなかった場合には、改善命令をかけるということになります。それは、強制力を持った命令で措置をしていただくということになりますので、それを受けて処分をしていただくことになります。それに違反した場合には、1,000 万円以下の罰金と 3 年以下の懲役、その併科もあり得る罰則規定がございますので、そういった強制力をもって、申しわけございませんが、処理をしていただくことになります。

それでも、どうしても無理な場合についての代執行という措置があるということで、最終の処分期間の 1 年前からそういった作業をしていくことになりますので、その前の状況把握、それぞれの事業者さんの状況を把握して、それまでどれだけ行政指導を積み上げていくか、そういった改善命令、行政代執行ができる要件確立についても、こういった手続が必要かといったところは、環境省としても一定の方針をまとめたいと思っておりますので、それは年度明けに、できるだけ早く示していきたいと思っております。

質問の 2 点目で、低濃度 PCB 廃棄物の処理につきまして、ご指摘のとおり、ストックホルム条約で平成 37 年までに使用の全廃、40 年までに適正な処分を行うということがございまして、日本も批准しておりますので、この基準を守っていくということになっております。その期限を確実に守るために、1 年前の平成 38 年度、要するに 39 年 3 月末までに処分を完了するという期限を政令で定めております。そのために、無害化認定施設で処理ができるということになっておりまして、現在、処理事業者さんがかなり拡充してきております。現在、31 の事業者さんがございまして、都道府県の許可業者、特別管理産業廃棄物処理の許可業者 4 業者がございまして、

そのように、現在、処理施設の拡充、多様化を進めることで、処理費用の低減を図っているところでございます。処理について、それが完了できる見込みがあるかということについては、大変申しわけないんですけども、もちろんそれを守る、遵守するという方向で進めておりますが、現在、量的な見込みというものが立っている状況ではございませんで、その汚染の状況がどれぐらい広がっているのか、大まかな見積もりはござ

いますけれども、それを確実に計画に落とし込んでいくための全容把握に努めている状況でございます。

○有門課長（大阪市）

ありがとうございました。

自治体の立場から今の上野先生の 1 つ目のご質問にちょっと発言をさせていただきますと、今、各自治体が掘り起こし調査というのを早急にやらなければいけないということであります。早く見つけることによりまして、先ほどの JESCO の総ざらいの説明の中でも、物はあるけども誰のものかわからないとか、そういうものを早く把握すると同時に、掘り起こしを進めることによって、持っている事業者さんに、これが PCB 廃棄物であるということの認識を早目にやっていただく。結局、処理期限までに行政指導で早期処理と計画的な処理の指導を積み重ねていくことになるんですけども、その期間を十分にとらないと、いきなり期限だから改善命令ですよということになります。1 年前になって改善命令は出せることになるんですけども、それまでの間、十分な期間をとらないと、事業者にとってもなかなか対応しにくいものだと考えておりますので、命令までに 1 年、2 年ぐらい期間をとれば、改善命令までに行政指導が十分にできて、最後の 1 年を切った段階で、直ちに命令等が発出できれば、1 年間の間にかなりの処理ができるのではないかと、行政としては考えているところでございます。

以上でございます。

ほかに何かご質問等ございましたらお願いしたいと存じます。特によろしゅうございましょうか。

ありがとうございました。ご用意いたしました議案等つつがなく終了することができました。おかげをもちまして、本日、ご用意しました議案につきましては、終了ということでございます。

これをもちまして、今年度 2 回目の公開での監視部会を終了させていただきます。ありがとうございました。

それでは、マイクを司会のほうに返します。どうもありがとうございました。

○棚橋係長（司会）

皆様方には、長時間の会議におきまして貴重なご意見等をいただきまして、ありがとうございました。

なお、次回の部会の開催に関しましては、関係者の皆様方と調整の上決めさせていただきたいと考えております。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。